

平成15年11月11日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会

第13回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第13回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成15年11月11日 午後2時00分

閉会 平成15年11月11日 午後4時06分

2. 出席した委員の氏名

委員	小林嗣宜	桜本和美	菅原 昭	樋口清允
	福島哲男	三鬼楠好	山口敦子	山下東子
特別委員	蟹 忠男	熊谷拓治	佐々木護	高橋健二
	中田邦彦	藤井 浩	本川廣義	保田綱男
	山田邦雄	吉岡修一	來田仁成	

3. 水産庁側出席者

川口次長 中前審議官 五十嵐漁政課長 須藤企画課長
高柳管理課長 重沿岸沖合課長 糸遠洋課長 小松漁場資源課長
佐藤資源管理推進室長

4 . 諮問事項

諮問第 4 8 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

諮問第 4 9 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第 5 0 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 5 1 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

諮問第 5 2 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

5 . 協議事項

漁獲可能量制度の改善方向について

6 . 報告事項

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

第 2 種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

漁業法第 6 4 条の規定に基づく指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

第 1 回漁船漁業構造改革推進会議の結果について

7 . 議 事

別紙のとおり

8 . 議決の数

出席者全員賛成

9 . 答 申

別紙のとおり

目 次

1、開 会

1、配布資料の確認

1、議 事

【諮問事項】

諮問第 48 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
小型捕鯨業の公示について

諮問第 49 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく
中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第 50 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 51 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

諮問第 52 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

【協議事項】

漁獲可能量制度の改善方向について

【報告事項】

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

第 2 種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

漁業法第 64 条の規定に基づく指定漁業の許可又は起業の認可の状況について

第 1 回漁船漁業構造改革推進会議の結果について

【その他】

1、閉 会

開 会

五十嵐漁政課長 定刻より若干早目ですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第 13 回資源管理分科会を開催いたします。

まず、本日の委員の御出席の状況でございます。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 8 名、全員の御出席となっております。したがって、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告申し上げます。

配付資料の確認

五十嵐漁政課長 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。たくさん資料がございますので、一つ一つ確認させていただきます。

まず、議事次第が 1 枚ございます。それから資料一覧の紙が 1 枚ございます。

それから、資料 1 として委員の名簿が 1 枚ございます。

資料 2 が諮問第 48 号、資料 3 が諮問第 49 号、資料 4 が諮問第 50 号、資料 5 が諮問第 51 号でございます。そしてちょっと厚いバインダーでとじたものが諮問第 52 号となっております。この関係で参考 - 1、参考 - 2、参考 - 3、それから黄色い「我が国周辺水域の漁業資源評価」という冊子、それから「マイワシ資源の変動と海洋環境の関係」という青いパンフレット、ここまでが資料 6 の関係でございます。

それから、資料 7、資料 8、資料 9、資料 10、資料 11 と、たくさんございます。もし足りないものがございましたら、お申し付けいただきたいと思います。

よろしいようでしたら、分科会長に以後の進行をよろしくお願い申し上げます。

議 事

【諮問事項】

諮問第 48 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

山下分科会長 今日はお足元の悪い中、多数お集まりくださってありがとうございました。

早速議事に入りますが、お手元で感じ取っていただけるように今日はたくさん議題がありまして、資料もたくさんございます。もし予定の 4 時を過ぎてまだ終わらないということになってしまったら、議長の不手際ということでお許しいただきたいと、先に謝っておきますが、首尾よく進めてまいりたいと思います。

それでは、諮問事項の 1 番目でございますが、諮問第 48 号の「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」という議題について説明をお願いいたします。

糸遠洋課長 遠洋課長の条でございます。遠洋課から 3 件諮問しておりますので、48 号から 50 号まで順を追って御説明をしてみたいと思います。

まず、資料 2 をごらんいただきたいと思います。諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井善之

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について
(諮問第 48 号)

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページに説明がありますが、小型捕鯨業につきまして、指定漁業であります。小型捕鯨業の許可の有効期限は、平成 16 年 3 月 31 日に満了いたします。これに伴いまして、引き続き許可を継続する必要がございますので、別紙で公示案を定めてございます。この中で毎年許認可の公示を行っておりますが、現行のものと同じ内容を踏襲いたしております。隻数は 9 隻でございます、本年と同様でございます。

次に、許可または起業の認可を申請すべき期間ですけれども、答申をいただきましたら早速公示をいたしまして、16 年 3 月 24 日までということで、3 カ月間の期間を申請期間に充てたいと考えております。

4 ページ目の備考でございます。この許可に係る有効期間は、いわゆる対外的な関係、国際捕鯨

委員会等の関係で、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間を定めまして、また、2 にありますように、各種のクジラの種類ごとの制限又は条件を定める予定でございます。

6 ページですが、昭和 63 年以降、ミンククジラについてはゼロの捕獲枠になっておりますが、本年の途中までの経過と毎年の捕獲実績を添付いたしております。本年は許可隻数は 9 隻でございます。ミンククジラにつきましては、本年の IWC でもモラトリウムが解除されていないということで、引き続きゼロといたしております。それ以外の鯨種につきましては、IWC が管轄いたしておりますクジラの種類以外ということですので、ツチクジラ、ゴンドウクジラ、その他が掲げられております。この中のその他というのはすべてハナゴンドウクジラというクジラの種類でございます。

これらの鯨種を捕獲対象にいたしておりますけれども、この 3 種類の捕鯨種におきましては、それぞれ資源量に応じて上段にあります捕獲枠を定めまして操業の管理をいたしております。本年の操業実績は、ごらんとおり、ツチクジラが 62 頭、その他 19 頭の捕獲ということになっております。ゴンドウクジラにつきましては、現在 45 頭でありますけれども、11 月中には操業を終えるというように聞いております。

以上、前年と同じ 9 隻を公示したいと考えておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

例年どおりということですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、諮問第 48 号については、異議なしということで、このように決定いたします。

諮問第 49 号

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

山下分科会長 続きまして、遠洋課長からの説明になりますけれども、2 点目、諮問第 49 号の漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について、御説明をお願いいたします。

柔遠洋課長 お手元の資料 3 に基づきまして御説明いたします。

まず、諮問文を朗読いたします。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井善之

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

(諮問第 49 号)

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 16 年 3 月 20 日から平成 17 年 2 月 28 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず、公示案の概要ですが、3 ページ目に表がございますので、お開きいただきたいと思います。通常、サケ・マス漁業に関しましては、春に行われますロシア政府との交渉に基づきまして操業条件が定められるわけですが、今回諮問いたしますのは、このうち日本海で操業するサケ・マス漁業でございます。この漁業は例年 3 月下旬に操業が始まりますので、通常の公示期間を確保するため、今回公示についての諮問をお願いいたす次第でございます。

平成 16 年の許可又は起業の認可の隻数につきましては、平成 15 年の許可隻数 12 隻から、廃業いたしました 2 隻を減じた 10 隻にいたしたいと考えております。

それ以外の操業条件につきまして変更はございませんが、操業期間につきましては、従来どおり、3 月 20 日から開始いたしまして、終了は、我が国の 200 海里水域内においては 6 月 30 日、ロシアの水域につきましては 7 月 5 日までとしまして、申請期間は公示の日から平成 16 年 2 月 29 日までといたしたいと考えております。

最後のページに操業区域の地図を添付いたしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 それでは、ただいまの説明について御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第 49 号については、原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 ありがとうございます。そのように決定いたします。

諮問第 50 号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 では、諮問事項三つ目になりますが、諮問第 50 号の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について、再度、遠洋課長から御説明いただきます。

桑遠洋課長 諮問第 50 号でございます。資料 4 をご覧いただきたいと思います。

諮問文を朗読いたします。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井善之

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

（諮問第 50 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2 ページで改正の概要を御説明いたします。まず、本件につきましては、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）に日本は 1970 年に加盟しておりますが、この IATTC の場で決まりました規制を国内的に担保しようということが今回の省令改正の概要でございます。

具体的には 2 点ございます。

1 点目は、メバチの漁獲量制限規制ということで、本年 10 月に行われました全米熱帯まぐろ類委員会の会合におきまして、東部太平洋海域のメバチ資源が減少傾向にあるということを考慮しまして、各国がはえ縄漁業によるメバチの漁獲量を 2001 年の水準に抑えるという新たな保存管理措置が決議されたところでございます。

このため、省令の別表第 2 にあります遠洋かつお・まぐろ漁業の項におきまして、農林水産大臣が期間を定めて採捕を禁止する魚種として東部太平洋におけるメバチを追加します。そして、一定の漁獲量に達した場合には、農林水産大臣がメバチの採捕を禁止することが可能となるように措置するものでございます。

既に漁獲規制措置が講じられている、大西洋のクロマグロや大西洋のメバチ、ミナミマグロについても同様の規定が設定されております。

なお、このたびの IATTC の決議によりまして各国とも 2001 年の漁獲量に抑制することとなりますけれども、我が国の場合、2001 年の漁獲量が 3 万 6959 トンと非常に高いレベルとなっております。一方、近年急速に漁獲を伸ばしている台湾、中国にとっては、この 2001 年の水準に抑えることは厳しいものだという状況でございます。

もう一点は、キハダの資源管理措置についてでございます。IATTC では、これまでキハダの規制水域を設定し、そこでとれるキハダの混獲制限を実施してまいったわけでありまして、1962 年から長年この規制が実施されてきておったわけですが、平成 14 年以降、この水域を対象とした規制が講じられていないことから、今般、不要になりました関連の省令 57 条及び 58 条の規定を廃止するというものでございます。

その水域につきましては 11 ページに書いてございますが、点線でひな段のようになった区域であります。ここについて規制が行えるような措置と、それから報告義務がございましたが、これらの規定を廃止するというところでございます。

なお、施行期日につきましては、先ほどのメバチの漁獲の規制が 2004 年、来年の 1 月から 12 月を対象にいたしておりますので、施行期日を平成 16 年 1 月 1 日としたいと考えております。

以上が今回の省令改正の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

山下分科会長 ただいまの省令の一部を改正する諮問でございますが、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

三鬼委員、どうぞ。

三鬼委員 ただいま課長さんから説明がありましたが、このたびの IATTC の総会で東部太平洋のメバチの漁獲量について合意され、それが 2001 年の水準であるということになったということは、持続的なメバチの資源管理の活用を将来にわたって図っていくための当然の措置と、私たちは高く評価をしたいと思っております。このために、水産庁への漁獲報告の義務が強化され、操業

船での手間・負担が多少多くなりますが、貴重なメバチの資源管理措置というものを実効あるものとしていくためにはやむを得ないことであると、このように十分に理解をしております。

諸外国のマグロはえ縄漁業によって漁獲されたメバチのほとんどは、日本の刺身需要に向けて日本に輸出されているという現実がございます。今後は、このI A T T C決議に基づきまして1年間のメバチの割り当てが国ごとに設定されるわけでございますので、日本が外国から輸入するメバチの数量についても、おのずと輸出元の国ごとに上限が設定されるものと理解をしております。国際間で定められた漁獲割当を超えた数量のメバチを日本が輸入しているようなことがあってはならないと思っております。

私どもに沖合各船から入ってくる情報は、国の名指しをしまして、操業上の最低条件を無視した漁具の盗難、交又縄の切りっ放し、このようななりふり構わん行状を聞くにつけて、この勧告を守るだろうかと疑問視するのが大方の見方ではないかと思っております。国に対しまして、この勧告によりメバチ資源管理を完全なものとする最も効果的な措置を早急また確実に構築されるように、業界の願いを強く要望しておきたいと思っておりますが、今後どのような監視体制をとられるのかということも、もしよければお聞かせいただければと思っております。

以上でございます。

山下分科会長 それではお願いします。

桑遠洋課長 資料の10ページを見ていただきますと、I A T T C水域で、御指摘のあった中国、台湾の船が漁獲を伸ばしているということは確かに見てとれると思います。これを2001年までに下げるということに関しては、これら伸ばしてきた勢力にとってかなり厳しい状況であるというのはごらんいただけると思いますし、この決議自体、よくできたなと思っております。

特に、三鬼委員から御指摘のあったI U U漁船等の違法漁船に対しましては、これまでも不買活動等の協力をしてきたわけですが、ようやく来週から以前のブラックリストにかえてポジティブリスト方式の対策とし、各国際機関が正規船と認めたもののみ日本の市場に輸入できるシステムが動き出すという状況になりました。

海のことですので、規制が完璧に100%守られることを担保するのは、コスト等、現実的には難しいわけでありまして、日本としては正規船の漁獲物のみが搬入される体制を確実にし、かつ資源管理のための決議がそれぞれ守られる、また、守られていない場合には、各国際機関の場において具体的なペナルティの措置を講ずるとか、そのようなことを今後も積極的に強く働きかけてまいりたいと思っております。まずはポジティブリスト対策が来週からスタートいたしますので、これをしっかり、着実にやっていきたいと思っております。

三鬼委員 ありがとうございます。

2001年の枠に対しまして、これでよく納得したなと私たちも思っております。それだけに今までの彼らの行状から見まして、これでいいんだろうか、大丈夫だろうかという懸念を持っているわけですが、そこはしっかりとお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山下分科会長 ほかにいかがでございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、諮問第50号については原案どおりということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問第 51 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

山下分科会長 今度は諮問事項の 4 番目になりますが、諮問第 51 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について」でございます。

では、説明をお願いいたします。

高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。私の方から御説明申し上げます。

まず、資料 5 ですが、諮問文を朗読いたします。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井善之

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正について

(諮問第 51 号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項の規定に基づき、別添のとおり海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第 8 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

内容は 5 - 1 ページをごらんください。漁獲努力可能量という制度があるのですが、この漁獲努力可能量の対象としてマガレイを追加するというものでございます。

その中身ですが、5 - 3 ページをごらんください。まず漁獲努力可能量制度について御説明したいと思います。アンダーラインの部分を中心に御説明いたしますけれども、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づきまして、TAC と並んで漁獲努力量の総量管理制度を平成 13 年に設けております。これは漁業種類、期間、海域別に漁獲努力可能量を設定するというのですが、(2) に書いてありますように、具体的には各地の漁業者協議会及び広域漁業調整委員会等の審議を経まして、国又は都道府県が資源回復計画を作成いたします。この計画の中で減船、休漁、保護期間あるいは保護区の設定等によりまして漁獲努力量を削減することを計画いたします。この場合、漁獲努力量削減措置を講じる部分以外の部分におきまして漁獲圧力が増えるようであっては削減の意味がなくなってしまいます。このため、具体的な措置を決めた以外の部分につきまして、漁獲努力量が強まる可能性が高い部分について、従来程度の努力量にしてほしいということで、漁獲努力可能量を設定するというものでございます。例えば、保護区を設定したのはいいのですが、保護区の周辺でとってしまうとか、あるいは保護期間を設定したのですが、保護期間の前後で一杯とってしまったのでは削減計画にならないということですから、その保護区の周辺あるいは保護期間の前後におきましても、あくまで従来どおりの漁獲努力量をお願いしたいということを決めるものでございます。

この努力量につきましては、漁業者から報告をいただき、国の方で管理する。必要があれば公表、助言、指導、勧告、操業の停止命令といった措置を講じるものでございます。

5 - 5 ページをごらんください。横長の表ですが、今回はマガレイを指定するものです。従来ま

でアカガレイ等以下の魚種を指定しているのですけれども、マガレイにつきましては、一番下の欄ですが、日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画を今年の7月1日に作成・公表いたしました。この資源回復計画に基づきまして、マガレイをT A E制度の対象に指定するということが今回の政令改正の内容でございます。

恐れ入りますが、5 - 8 ページをごらんください。マガレイの漁獲努力可能量の管理対象予定海域を地図にしております。日本海北部のこの海域についてT A Eの対象といたします。また、下の棒グラフにありますけれども、マガレイにつきましては漁獲量がこういうふうには減っていることから、資源回復をしたいということでございます。

以上が政令指定の中身ですが、具体的にどういう漁獲努力可能量を決めるかにつきましては、実は次の諮問事項第 52 号の基本計画の中におきまして具体的内容を決めております。もし差しつかえなければ、政令指定部分についてまず御審議をお願いいたしまして、具体的なT A Eの中身につきましては次の諮問事項のところで御説明したいと思います。

以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明について何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

次の諮問事項にもかかわるようでございますので、それでは、この諮問第 51 号については一応原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第 52 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条 第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 それでは、ただいま管理課長からお話ございました次の諮問第 52 号にまいります。この 52 号は、今のマガレイの資源回復計画にも関係する部分もありますが、一つの諮問事項の中に二つないし三つ、いろいろなものが入っているということでございます。説明をしていただきながら、適当なところで切って質問・御意見等をいただいた方がよければそのようにいたしますし、その辺は説明をしていただきながら臨機応変に対応していただきたいと思っております。内容が非常に多岐にわたっているということでございます。

それでは、諮問第 52 号、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、御説明をお願いいたします。

高柳管理課長 引き続き私から御説明申し上げます。

まず、諮問文を朗読いたします。資料 6 でございます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井善之

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について
(諮問第 52 号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

内容は大きく二つに分かれております。1点目がTAC、漁獲可能量、2点目が先ほどの漁獲努力可能量、TAEでございます。

まず、TACにつきまして御説明したいと思います。内容的には基本計画の本文と次の新旧対照表に書かれているのですが、分量が多いので、別紙で参考-1という横長の表があると思いますので、こちらで御説明したいと思います。この参考-1が平成15年のTACと次に申し上げます平成16年のTACの案です。

まず、参考1-3ページをお開き願います。ここには今年、平成15年の都道府県に対する配分表を記載しております。ここにおきまして4カ所黒く網かけをしておりますが、これが今回変更したいということで御審議をお願いするものでございます。

まず、マアジです。マアジは長崎県と宮崎県について網かけをしております。これは、マアジにつきまして長崎県と宮崎県から要望がありまして、現在、長崎県は2万4,000トンとなっているのを、2,000トンを留保枠から追加配分して2万6,000トンにしたいということでございます。また、宮崎県につきましては4,000トンとなっているのを2,000トン追加して6,000トンにしたいということでございます。

マアジにつきましては、日向灘、豊後水道を対象に7月から12月を見通しました海況予報によりますと、この海域の来遊量は前年を上回ると見られております。また、東シナ海、日本海を対象に11月から3月を見通した海況予報では沿岸域のマアジの海況は前年を上回るということでありまして、具体的に要望があった宮崎県、長崎県につきまして、4,000トン、2,000トンずつを留保枠から追加したいという内容でございます。

次にマサバ及びゴマサバですけれども、三重県、島根県から追加要望がありまして、三重県につきましては1万9,000トンとなっているのを3,000トン追加して2万2,000トンにする。また、島根県につきましては1万1,000トンに5,000トンを追加して1万6,000トンにしたいという中身でございます。このサバ類につきましては、実は今年の9月、前回の資源管理分科会におきましても留保枠の追加配分をいたしました。その9月には静岡、三重、島根、高知の4県に追加配分を行ったのですが、この追加配分はあくまで10月末までの見込み漁獲量に応じた分とし、11月以降の分につきましては9月以降の今後の漁獲状況を踏まえて検討するというふうに御説明したわけです。そこで、今後の追加状況といたしまして、三重県と島根県から資源状況が良いということから追加配分の要望があったものでございます。

他の沿岸県についても要望について照会をかけておりますけれども、他の県からは追加要望等は来ておりません。

こういった浮魚類につきましては、マアジもサバもそうですが、漁場形成の変動がそもそも大きいという特性があります。したがって、一定枠の留保分をあらかじめ設けております。そして、

実際に漁期が開始してから漁場形成の状況を見ながら、また都道府県の要望等を踏まえつつ、留保枠の追加配分をするということにしているわけでございます。

通常は、資源の状況が明らかになる9月以降、あるいは今回の11月上旬に今年の資源状況を見ながら改めて追加配分をするということをごさいますして、今回の留保枠の配分は最初に決めました上限の中におさまっている数字ということをごさいます。

以上が県の今年の追加配分に関する御説明でございます。

この後、もしよろしければ、引き続き16年のTACの設定につきまして御説明してから、TACとしてあわせて御審議をいただければと思っております。

TACの設定案に移る前に、まず漁場資源課長の方から資源評価につきまして御説明したいと思っております。

小松漁場資源課長 平成16年度のTACの設定に当たって、漁場資源課が独立行政法人、県の水産試験場等々にお願ひしまして、TAC対象魚種の資源評価を実施いたしました。昨年来、ABCとは何ぞやとか、ABCの考え方がわかりにくいとか、ABCの算定に当たって漁業者の声を反映してくださいとか、そういう要望が寄せられましたので、今年は、TAC対象魚種の事前の検討会が5～6月に開かれていますので、この段階から漁業者の皆さんに参加をいただいて、忌憚のない意見を聞いております。その後、北海道、東北、東京、九州、日本海などのブロックで総括的な議論をした上で、その後、漁業者の皆様から意見を聞くという会合を東京等で開催しております。あわせて、ホームページに我々の原案を掲載いたしまして、漁業者の方々だけではなく、広く一般の流通、消費者、国民の皆様から意見をっております。

そして最終的には、9月の8～9日、TAC魚種全部につきまして全国資源評価会議を開きまして、8魚種のうち7魚種につきましてはABCの設定がその2日間で終わりましたけれども、マイワシの太平洋系群につきましては議論が分かれたので、また、常磐、三陸沖と漁場形成されて、1歳魚を中心に漁獲が進んでいるという情報が波崎、銚子、茨城県水試の方からあったものですから、もう一度9月末に会合を開いて変更した値を最終的に合意しております。ただ、マイワシの太平洋系群につきましては、変則な形として、管理目標を置いたときの値と、漁業者の方々の経営も考えた場合に、好ましくはないけれども、1年限りであれば生物学的に許容できるという数値、二つほど掲載してございます。

では、個別の話に移ります。(以下スライド)

まず、マイワシから始めたいと思います。

系統群が二つに分かれておりまして、太平洋の系統群は、「低位」と書いてありますが、ほとんど資源がない状況です。「低位・減少」で、減少でもさらに資源がなくなっている状況でございます。ABCのlimit、上限値としては、見直しをした後に2万8,000だと。最初は1万3,000でしたけれども、常磐沖の漁場形成がいいということで、それはプラスだったのですが、逆に2歳魚の漁獲不振で、これがマイナスになりまして、約1万5,000トンの増にとどまった。管理目標としては5年間で親魚を13万トンぐらいまで増加させたいということをごさいます。13万トンぐらいあれば、今の状況でも何とか安定した状況に持っていきけるぎりぎりではないかという考えでございます。

先ほど申し上げましたように、親魚量、親の量を維持していった場合の1年間限りの漁獲の上限として4万2,000トン、それから、しょうがないですねと現状の操業努力量を来年限り維持した場合は5万1,000トン、我々科学人はいかなる場合にもこの数字を超えてはならないと思っております。

す。対馬暖流系群につきましてはほとんど資源がない状態で、太平洋より悲惨な状態でございますので、これをねらう漁獲はやめてほしいということでございます。

今日は青い資料も配っておりますけれども、マイワシの太平洋系群の資源構造でございます。黒潮域の土佐の高知沖に主たる産卵場があります。これが膨大な資源量があるときは道南まで産卵場が延びていきますけれども、秋から春にかけて産卵したものが、ここが黒潮の続流域と言うんですが、ここに卵が行きまして、そこで大きくなるわけですが、続流域での水温が低温傾向であればマイワシの生残りがよくなると考えられています。これが 1980 年代に起きていましたけれども、現在は親潮が非常に縮小しているなど、ここの状況があまりよくない。このスペース自身も小さいということで、こちらから卵が行き着いてもなかなか生残る数がすくないということでございます。

漁獲自身を見ますと、1970 年代あたりから徐々に、毎年毎年、親潮の南下などの好条件に支えられ、ピークには 290 万トンぐらいありましたが、近年では 50 万トンから 30 万トンレベルの漁獲であります。しかしながら、問題は、96 年ぐらいからずっと 30 万トン前後なのですが、2002 年、2003 年とこの低い状況がさらに壊滅的な状況になっていまして今は 5 万トン程度で、これが即座に回復する兆しは見られないという状況でございます。

先ほどは漁獲量ですが、これは資源量で見たものです。漁獲と資源の関係は大体 1 対 2 の関係にありますけれども、資源量で見ても、去年、今年あたりは約 10 万トン、12 万トン、親魚はさらに少なくて 5 ~ 6 万トンという状況であります。ほとんどいないという状況であります。

同じように、産卵の卵の数も、この辺が 4,00 兆粒ですが、一番大きかったときは 9,000 までであったわけですが、現在はその 300 分の 1 とか、こういう状況でございます。

今の親子関係はどうなっているのかということを見てみたいと思います。この親子関係は、漁獲が 30 万トンだとか 5 万トンになったような時期の非常に低位の状況、今の親子関係をあらわした図でございまして、こういう線が一本、斜めに走ります。親魚量を 1,000 トンであらわしておりますけれども、それに対して加入量がこういうふう増加するということであります。

問題は 96 年と 99 年の見方ですが、96 年は茨城沖での親潮の南下の指数がよかった。これが茨城沖で計測される親潮の南下指数が全然見られなかった、温暖な時期です。したがって、親と子の関係と親潮の南下指数と二つに要因を分離した数式をつくることができます。我々が言いたいのは、こういう時期があるから、これをどこまで減らしてもいいということではなくて、基本はこの軸に置いておいて、こういうふうな親潮の南下を待つ。今は親子関係はきちんとあるわけですから、親を必要最低限で残したい。科学者が考えたのは、13 万トンというときに良好な環境のもとで卓越に近いような子供の発生があった。したがって、今ある親の 5 ~ 6 万トンを倍の 13 万トンに持って行って、こういう状況をつくり出したいというのが科学的な管理目標であります。

これはもう少し長期的に見たマイワシの太平洋系群の親と、加入量と常磐沖の南下指数であります。赤が親です。黄色が 0 歳魚の尾数、親から 0 歳魚が出てくるわけです。青が常磐沖の親潮の南下指数です。ですから、こういうふう南下が強まれば、黒潮とぶつかって混合され、そこで稚魚の生残りがよくなる、こういう状況を待ちたいわけがあります。ただ、問題は、1988 年ごろから 1991 ~ 92 年にかけて、親潮が南下しない、すなわち加入に悪条件であったときに加入が少ないにもかかわらず親をとってしまったということで、今、親が残っていない状況であります。96 年にこれだけいい親潮の南下があったのですが、再生産率、成功の率としては非常によかったのです

が、いかんせん親の絶対量が少ないので全然どうにもならなかった。だから、この辺で親をとるのを我慢しておけば、もうちょっといたのではないかというふうにも考えているところでもあります。

太平洋系群の資源評価のまとめであります。したがって、2003年の資源量は12万トンしかありません、そのうち親は半分でありますということです。0歳、1歳への漁獲圧がかなり強い可能性がありますので、なるべく0歳、1歳をとるのをやめて、資源を減少させていく可能性をなるべく小さくしてほしいということでございます。

マイワシの対馬暖流系統群につきましても、太平洋系統群とほぼ同じで、1980年代の半ばには160万トン強ありましたけれども、88年から91年ごろにかけて、ほとんど加入がない状況でございます。今は太平洋より悲惨な状況でございます。

これは再生産と水温の関係を見たものです。これは水温の平均値を見ているのですが、資源がピークの状態では平均値を下回って、これが加入に良好な状態を与えていて、RPSと言いまして Recruitment Per Spawning biomass の略ですが、親ごとの加入量はこういうふうに加わった。現在はちょっと水温が高いので加入がマイワシには好適ではないことと、大陸と日本海との関係でスペースが狭まれてマイワシの行き場がないこと、それから、検証はしてありませんが、太平洋岸と違って日本海側は灯船を使うことが原因として挙げられる人もあります。それはまだわかっておりませんが、太平洋より悲惨な状態で、漁獲ではなく、資源量として1,400トンしかないという状況であります。

したがって、資源はほとんどいない状況で、卵もほとんどありません。これをねらった漁獲はやめるべきであるということでございます。

次にマサバです。

マサバは太平洋系統群と対馬暖流の系統群でございます。問題になっておりますのは、資源が低位で減少しております太平洋系統群でございます。現在は産卵の親魚量が非常に少ない状態です。これを約3倍の10万トンほどに回復させたい。対馬暖流系統群につきましても、低位で減少ではありますけれども、太平洋に比べればまだ環境はよろしい。今、産卵親魚量として14万トン程度あります。これを少し上げていって安定化させたい。括弧内は日本の200海里内での日本船による漁獲量としてふさわしいと考えられるABCでございます。

マサバの場合は、これは太平洋でありますけれども、ピークには140万トンを超していました。イワシより10年ぐらい先にこういうピークがやってきて、落ちていきます。90年ごろのほとんど漁獲がないときは、まき網船団が親しかいないマイワシへの漁獲圧を強めていたのではないかと考えております。92年以降の状況はこういうことですが、92年の系統群が93年、96年が97年に卓越としてあらわれていきます。ここで群をほとんど全部とってしまって、こういう現在の状況になっているということでもあります。

ピークには、青が0歳、1歳、2歳、3歳、4歳と非常にいい漁獲をしていた。資源管理上も商品上もいい漁獲をしていたのですが、最近になりますと0歳をほとんどとっているということで、マサバが発生しますとそれをとっているというのがマサバのまき網漁業の特徴になっております。

70年代の資源が増大期の親子関係、これが下降期でありまして、現在、資源がいなくなったときの状況がこういうことでもあります。今は産卵親魚量がこの辺でありまして、約3万2,000トンです。それを何とか10万トンぐらいまで持って行って、98年のような状態がないような、加入が安定するような最低のところまで持っていきたいというのが我々科学者の管理目標であります。

まとめです。既に言いましたが、1992、1996年に卓越年級群が発生したけれども、残念ながら

ら、これをとってしまった。現在の親魚量は史上最低の3万トンであります。2002年にちょっと明るい兆しがございますので、この年級群を含めて親魚をできるだけ増大させてもらいたいと思っております。

次はマサバの対馬暖流系群であります。マサバにつきましては、赤が韓国、青が日本の漁獲であります。ピークには両国で40万トンぐらいの漁獲がありましたが、現在は20万トン強でございます。比率も逆転しております、日本が1に対して韓国が2強の漁獲になっております。マサバの漁場形成がどちらかという朝鮮半島寄りに行くという状況もあるだろうと思えます。

これは逆に資源量と漁獲割合を書いたものですが、ほとんど漁獲に比例します。漁獲割合が約50%ですから、漁獲の約2倍の資源がある。高位のときには100万トン程度ありましたが、今は40万トン強でございます。

管理のポイントは、太平洋系群よりは随分よろしいのですが、しかしながら資源は低位でありますので、最近の平均的な加入のもとで資源を少しずつ増加させていってくれませんか。だから、現状より少しとり方を減らす方がいいのではないのでしょうかということでございます。

ゴマサバでございます。

ゴマサバにつきましては、太平洋系群については11万7,000トン、東シナ海系統群については、日本の200海里内では5万3,000トンです。両方とも「中位・横ばい」でございます、これは特段の問題はないのではないかと思います。

次にマアジです。

マアジについても、太平洋系群は「中位・横ばい」と対馬暖流系統群は「中位・減少」でありますけれども、現状の漁獲圧を維持してもらっていけば、対馬暖流系統群でも何とか増加していくのではなからうか。これらもそんなに大きな問題があるとは思っておりません。

マアジの太平洋の漁獲につきましては、このようにまあまあ中位で安定しております。

マアジの対馬暖流系統群につきましても、5年間の傾向をとるので、先ほどはここを見まして「減少」と言いましたけれども、これも、ここでまた下がると問題ですが、こういう動きをするのであれば、そんなに問題はないのではないかと考えております。

ですから、太平洋系群は2002年は加入が減少し、資源は前年の高水準から中水準になったのですが、若干漁獲圧を減少させることが望ましいということでございます。対馬暖流系統群についても大体同じことが言えると思えます。

次がスケトウダラでございます。

このような数値でございます、それほど大きな問題はないと言いたいところですが、根室海峡とオホーツクについては、ピークには10万トン強の漁獲があったところがこんなに減少していることが問題です。それから、漁業者の方々から言われているのは、ロシアが勝手放題にとっているとすれば、何で日本だけが資源管理をしなければいけないのかということですが、その辺については、ロシアの方でもTAC制度を敷いておりますし、9日から20日まで日口の科学者会議がありますので、現在も先方のデータをとるように鋭意努力をしているところでございます。

太平洋系群につきましては、2000年の年級群が非常にいい状況ですので、去年よりはABCが若干上がっております。ただ、「低位・減少」で近年の加入も悪い状況であるのでこの年級群をとり過ぎないように、何とか産卵親魚を維持したいと考えております。

太平洋系群の代表的な漁獲量の推移でありまして、ピークには27~28万トンありましたが、これも、現在は11万トン強でございます。これが17万トンに上がっていくわけですが、これ

は 2000 年級群の恩恵でありますので、あまりそれに頼らない方がいいということでもあります。

皆さんがよく批判されるのは、0 歳～1 歳の若齢魚の捕捉を日本の科学人はやっていないのではないかということだったので、北海道の噴火湾から釧路、厚岸沖までの大陸棚斜面、これは 60 m から 500 m、900 m まであるのですが、ここで見ますと、噴火湾の方には 0 歳魚が多くて、襟裳以東から大型魚、1 歳だとか、もっと大きい魚になっていく。これが大陸棚斜面にどのようにへばりついているか、こういう青いところがスケトウダラの魚群であります。

これが 1 歳から 2 歳への減耗でございます。

ピークには 175 万トンありまして今は半減強のところですので、2000 年級の加入は高いが、それ以外の加入は極めて低いので、やはり産卵親魚を維持するような保守的な漁獲の方がよろしかろうと思っております。

サンマについては、資源上、問題はありません。

これは調査海域を東経 162 度で区切った場合ですが、沿岸寄りだけで 164 万トン、ここに約 600 万トンの資源があります。資源上は全く問題ありません。ただ、今年と去年の漁獲組成を見ますと、今年は大型魚がとれました。ここにあります。来年はこれが入ってきますから、来年は大型魚が少なくなる可能性は大だろうと思えます。

ズワイガニにつきましては、日本海系群を含めて資源は回復状況であります。全般にあまり問題は無いと思えます。

こういうふうには大陸棚の斜面を、浜田沖、隠岐沖、若狭沖までずっと資源調査をやっています。

その結果が次ですが、資源が浜田沖、隠岐沖を中心に大分回復して、良好な状況になっております。

したがって、現状の漁獲圧を踏まえながら、適切に、あまりとり過ぎることなく管理を行うことが好ましいと思えます。

最後に、スルメイカでございます。

太平洋の冬季発生群、それから、日本海側、これが主な系群であります。秋季の発生群、ともに良好な状態です。ただ、レジームシフト、温暖化の影響でちょっと太平洋の方が縮んでおりますけれども、基本的には何の問題もありません。

以上でございます。どうもありがとうございました。

高柳管理課長 引き続きまして、来年の T A C の設定について説明申し上げます。

T A C は、ただいま説明申し上げました資源の動向を踏まえ、漁業の経営その他の事情を勘案して T A C を設定するというふうになっているわけでありまして。詳細は資料 6 に書いてありますが、厚いものなので、便宜的に先ほどの参考 - 1 という横表で御説明したいと思えます。

まず、参考 1 - 1 です。15 年と 16 年の T A C の配分総括表となっております。魚種別に御説明申し上げます。

まずサンマですが、今年が 33 万 4,000 トンに対して、来年の 16 年は 28 万 6,000 トンにしたいと考えております。サンマについては、御承知の方もいるかもしれませんが、今年は非常に豊漁であります。しかしながら、それは大型魚が多く、若齢魚は相対的に少のうございます。資源の評価におきましては、来年は資源量は減少するだろうと予測されております。この 28 万 6,000 トンは生物学的な許容量の目標値でありまして、この数字を T A C の数字としたいと考えております。

続きまして、スケトウダラです。15 年度が 31 万 5,000 トンに対して、16 年におきましても 31 万 5,000 トン、同量にしたいと考えております。スケトウダラの資源評価は三つの海域に分けて行

っております。日本海、オホーツク海・根室海峡、太平洋ですけれども、このうちオホーツク海・根室海峡につきましては、そもそもロシア水域との関係があって資源評価に必要なデータが収集困難、そのため推定が困難といった事情があります。また、資源管理という観点からいっても、我が国のみでは管理の効果は期待しがたいという状況があります。また、日本海、太平洋の資源につきましては、今の資源状況からすれば、今年と同じTACの量であれば平成17年度以降に目標が達成可能と考えられます。したがって、このような事情から、今年と同じ31万5,000トンに設定したいと考えております。

次がマアジでございます。マアジに入る前に、お手数ですが、資料7の「漁獲可能量制度の改善方向について」をごらんいただきたいと思っております。2ページの真ん中辺に、「. 都道府県等への配分方式等の見直し」という項がございます。1の(1)ですが、マアジ、サバ類等の浮魚については、漁場形成の変化がそもそも大きいという事情があります。したがって、TACの配分は、各都道府県に対して一定の余裕を持ってTACを設定せざるを得ないという状況にあるわけでございます。

平成15年のTAC設定、昨年に設定したわけですが、昨年に今年分を設定したときには、この来遊状況の変化を見込みまして、ABCの2倍を上限にTACを設定するという運用を行いました。しかしながら、2倍では、実際にとれる量からすれば形式的な不要枠が大きいといった問題がございます。したがって、ABCとTACは乖離があるということで、今回はこの2倍を1.5倍に圧縮したい。しかしながら、漁業者団体あるいは都道府県に配分するのを前期と後期の2回に分けて、後期分を全体として留保枠として、ABCとTACの乖離の圧縮をしたいということでございます。

2番に手順を書いてあります。まず、浮魚のTACは、基本はABCの1.5倍とします。そして、ですが、ABCの1.0倍を前期分のTACとし、漁業者、都道府県に配分します。残りは留保枠とし、前期終了後、後期使用可能分が前期当初と同じになるように、前期分から未消化分を差し引いた数量を後期分として追加配分するというところでございます。要は、後期が始まる段階では前期分と同じ量があるということにするわけでございます。さはさりながら、予測と現実の差があるとか、漁場形成の変化があるといった場合には、その都度、最新の情報等を踏まえ、資源の再評価やTAC配分の期中改定を速やかにするというところでございます。

もう一度、参考-1に戻っていただきたいのですが、マアジは浮魚でございます、できますれば今回からこの新しい方式を適用したいと考えているわけでございます。基本とする数字は、あくまで科学的知見である生物学的許容量を基礎といたしまして、この1.5倍の数値をもってTACの総量とするということでございます。その数字は、30万4,000から31万4,000トンと増えているわけでございます。マアジにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、資源状況は良い状況でございます。したがって、資源量に応じてTACの数量も増えるのですけれども、一方では2倍を1.5倍に圧縮する関係で、本来の資源量の伸びに比べればTACの伸びはそれほど大きくないということでございます。

この欄の右端の「うち、大臣管理量」という欄に8.7万トンと書いてあります。*印があるわけですが、注*1といたしまして、マアジ、サバも同じですが、年前半分の数量であって、年後半については先ほど説明申し上げた配分方式でやるということを書いてございます。

次がマイワシでございます。昨年は10万トンですが、これを7万トンにしてはどうかと考えております。マイワシにつきましては、近年資源は非常に悪いわけです。また、一方では、水温等の海洋環境の変化に大きく変動するという情勢でございます。漁業者団体からはマイワシをTACの

対象とするのはいかなものかといった御趣旨の御意見もいただいております。私どもといたしましては、さはさりながら、やはり現時点での産卵親魚量をまず維持することを基本にしまして、人間ができる範囲内で努力をするというのが肝要と考えております。現在の産卵親魚量を維持するという観点でTACを設定したいと考えております。

資源量自体は、昨年の見通しよりもさらに悪化しております。ただ、ABCと申しますのはどういう前提を置くかによって実は幅が出る数字でございます。7万トンという数字はその幅の範囲の中での中間程度の値と考えております。また一方、漁業経営の安定という観点から、昨年の10万トンから3割減というのが妥当な数字ではないかと考えまして、ここに案を提示しております。

次に、マサバ及びゴマサバでございます。サバ類につきましては、ゴマサバについては資源が良いのですが、一方太平洋のマサバについては資源状態はそれほど良くありません。そういうことを総合的に勘案いたしまして、今年51万2,000トンであるのを41万9,000トンにするという案でございます。サバ類も浮魚ですので、先ほどの2倍を1.5倍に圧縮する関係で、見かけの数字は減っているという面もございます。

また、サバ類のうちの対馬海流系につきましては、我が国のEEZにどのくらい来遊するかという問題がございますので、これにつきましては、別途、過去5年間に平均して来遊した率を用いまして、この41万9,000トンというのを計算いたしました。

次に、スルメイカでございます。スルメイカにつきましては、資源の状況は従来は「高位」だったのですが、最新の資源評価では「中位」に低下しております。この資源状態を踏まえまして、今回の53万トンを38万5,000トンに減少させたいと考えております。

最後に、ズワイガニでございます。ズワイガニにつきましては、資源評価は五つの海域に分けて行っているわけですが、このうち最も資源の大きい西部日本海の海域につきましては、資源の状態が4,300トンから5,000トンと、約700トンぐらい増加しております。その関係で全体のTACの数量も6,455トンから7,178トンと、700トンぐらい増加させております。他の四つの海域につきましては、資源動向を見まして、ほぼ昨年と同じような数字で設定したいと考えております。

最後に参考1-5ページをごらんいただきたいと思っております。ここに都道府県に対する配分表というのを記載しております。16年の数字を各県別に配分したものでございます。例えばサンマであれば、北海道は3万7,000トン、を配分するわけでございます。「-」となっておりますのは、100トン未満の漁獲しかないということで管理をしていないものでございます。一方、「若干」というのは、100トンを超える漁獲はあるのですが、県別の平均数値よりも少ないといった事情から、漁獲圧がそう大きくないということから「若干」としております。さはさりながら、「若干」であっても漁獲量が大きく増えないように監視はするものでございます。ただし、マイワシにつきましては資源状態が著しく悪いということから、すべての配分は「若干」でやりたいと考えております。

以上がTACに関する部分の説明でございました。よろしければ御審議をお願いしたいと思います。

山下分科会長 今、諮問事項の最後のお話でTACの話とTAEの話と二つ入っているということを管理課長がおっしゃったと思っておりますが、今はTACの部分の説明が終わったわけです。ここで一度質問なり御意見なりを伺いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

福島委員 マイワシについて御意見を申し上げたいと思っております。

先ほどのスライドで小松課長の方からマイワシは資源的に非常に厳しいという詳しい説明がございましたけれども、イワシをとる漁業者といたしまして、そもそもまき網漁業は今でこそ沖合まで

進出するようになりましたけれども、始まりのころは沿岸でのマイワシを中心とした操業が主だったと思います。

そういう中で、歴史的に振り返ってみても、イワシの漁獲量がTACとして設定されたときから、どうも不適當ではないかという考え方が業界の中にありまして、今回、また次年度は3割減るといふことになりまして、非常に混乱をいたしておるわけです。と申しますのは、とる業者のみならず、それに依存している地域の加工流通業者等を含めて、非常に浮き足立った状況にあります。

そこで、注*2を見ますと、「漁業経営に及ぼす影響を勘案して、適切な漁獲可能量を迅速に追加配分する」とうたっております。ということは、来年のことですから実際にやってみないとわかりませんが、7万トンを超えるようなことがある場合には、それに追加配分するということなのでしょう、お伺いします。

高柳管理課長 御指摘のとおりでございます。マイワシに限らず、私どもは常に資源の状態をチェックするわけでございますけれども、特にマイワシにつきましては、そもそも資源が非常に低い状態にあるわけでございます。そういう中で、例えば想定していた漁獲量よりも多くとれるとき、こうなった場合、通常であれば私どもは資源の再評価を行って期中改定すべきかどうかを判断するわけでございますけれども、マイワシにつきましては資源評価を待つまでもなく、通常は再評価に3カ月ぐらいかかるわけですが、過去の実績からすると、マイワシは恐らく3カ月ぐらいの期間があれば3万トンはとれるというふうに見込んでおります。したがって、想定していた数字よりも多いという場合には3万トンを追加配分する。そして秋の段階で、改めて資源再評価結果に基づきまして果たしてそれでいいかどうかを見直した上で追加配分する必要があるのか、それとも7万トンに3万トンを合わせた10万トンで足りるかどうかについて判断をしたいと考えております。そういうことを踏まえて注*2で書いているつもりでございます。

福島委員 わかりました。ありがとうございます。

山下分科会長 それでは、先に熊谷委員、どうぞ。

熊谷特別委員 来年度のTACの配分についての計画を教えてくださいました。その中で大変目立つのが中型イカ釣りです。今まで14万8,000トンあったものがかなり減らされるということで、むしろ私はこれは妥当な話だなと思っております。平成13年に、それまで8万4,000トンであったTACが急に14万8,000トンに増えました。これは恐らく、日中、日韓の兼ね合い等々があつての御配慮だろうと思っておりますけれども、現実にとっている量とTACとの格差があまりに大きいものですから、業界としても非常に心配しておつたのですが、正常なところに落ちついたなど、こういう気がしております。実際に現場におりますと、イカの漁獲というのは決して増えていません。先ほども「高位」から「中位」へというお話がございましたけれども、そういうことが実感としてございますので、こういう形でよろしかろうと思っております。

ただ、一つ気になりますのは、この前の委員会のときも福島委員から御発言があつたのですが、イカについて流通加工業界から非常に要望があるということをお伺いしております。現に、私が仕事をしております八戸は日本一のイカ釣りの水揚げ港ですが、これが激減して、イカの加工をしていた大手の工場等も撤退するといった状況も出ておまして、これの対策をどうするのか。

実は私、明日、アルゼンチンに飛んでまいります。それは、せっかく今年からアルゼンチンの200海里の中に、ライセンス制という形で政府の御理解もいただいてやっているわけですが、入った途端、水揚げが3分の1に減ってしましまして、かつては17~18万トンとった海外のイカがほんの数万トンしかとれないということで、それが漁業者、特に流通加工業者に対して大きなマイナスの

要素になっているということで、私も非常に責任を痛感しております。明日アルゼンチンへ行って何とか日本に搬入する量を増やす努力をしようと思っております。

私が今申し上げたかったのは、国内のTACの設定は、資源の問題でございますから、これはきっちり押さえていかなければなりませんけれども、消費と流通ということを考えますと、海外のそういうものを十分視野におさめて、場合によってはそれに対するいろいろなバックアップがあってTACを守れるということになっていくのではないかと、そういうことを感じながら、今回、特にイカに関しては、このTACは適正な結論だと思います。一見、特に中型は従来から激減しているように見えますけれども、正常化したなというふうに感じておりますので、意見を申し上げました。

以上でございます。

山下分科会長 今のお話は御意見として承ります。

では、先ほど中田委員から手が挙がっておりましたので、どうぞ。

中田特別委員 参考資料の中の漁獲可能量については、来年度は減るものが幾つかありますが、マイワシは3割ぐらい減るわけです。都道府県配分表を見ると、マイワシは若干ということです。若干というのは100トン以下ぐらいということですが、こういう場合には果たしてどういう管理をするのか。数字が出ていれば、それぞれ3割を減らすことができるけれども、全部が「若干」で、どこかでストップをかけるのかということ。

それから、マサバ、ゴマサバは51.2万トンから41.9万トンと、2割ぐらい減るんですか。これは各県別でいきますと、数字が出ているところはありますけれども、それは全然減らしていないわけですね。こういう考え方はどういうことなんでしょうか。2割減らすのであれば、数字の方も2割減らしていかないとだめなのではないですか。

山下分科会長 では、お答えください。

高柳管理課長 まず1点目ですが、配分表の方で「若干」とあるものは、100トン以上であるのですけれども、基本的に資源に対する圧力が小さいと認められる県を「若干」としております。逆に「-」が100トン未満でございます。

TACにつきましては、若干であろうとも、漁獲量の報告は受けているわけでございます。その報告を受けて、現状以上に漁獲努力量が増えないように私どもが監視しているわけでございます。そういう中で、若干であるからといって、それが野放図に増えることがないように監視する。そこは要請ベースになるわけですが、基本的に、若干であるから野放図に増えないように要請していくということでございます。

中田特別委員 すると、ストップをかけるわけですか。

高柳管理課長 はい。

中田特別委員 それから、マサバ等、数量の出ているものがありますね。これは2割ぐらい減らしていますけれども、ところが各県別ではそのままになっています。これは2割ぐらい減らすのが普通なのではないですか、そうでもないですか。

高柳管理課長 参考1-3ページが15年の配分表でありまして、参考1-5が来年の配分表の案でございます。それから見ますと、例えば東京都が1-3ページでは2万4,000トンとなっているのを、1-5ページでは1万5,000トンというふうに、かなり大幅に減らしております。大幅に減らしている理由が、先ほど申し上げましたABCの2.0倍から1.5倍に圧縮する。この数字は、1枚目の注*1に書いてありますように、あくまで前期分だけの数字であることから、15年よりも16年はもっと大幅に減った形で提示しております。その上で資源の状況を見ながら後期を別途

配分するというふうに考えております。

中田特別委員 わかりました。

山下分科会長 ほかにいかがですか。山田委員、どうぞ。

山田特別委員 前回の委員会のときにもちょっと御質問したのですが、将来的にはT A CイコールA B Cに限りなく近づける、こういう考え方については理解をしますが、来年度の配分の中で、スルメイカについては来年度からT A CイコールA B Cの数量、38万5,000トンにすると、こういう案でございますね。ほかの魚種についてはそういうことではなくて、社会的・経済的要因を見た中で、A B C即T A Cではなく、スルメイカだけT A CイコールA B Cになっている。この辺の根拠といいますか、どうしてスルメイカだけがほかの魚種と違うのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

高柳管理課長 説明が不十分で申しわけありません。基本的にはすべての魚種についてA B Cを基礎としてやっているつもりでございます。サンマであれば、A B Cのうちの目標値をそのまま使うとか、あるいはスケトウについても、海域によって違いがあるのですけれども、一部の海域についてはA B Cの数値を使っているという形でやっております。マアジ、サバにつきましては、A B Cを使いたいんだけど、一方で浮魚の特殊な問題がある。先ほど申し上げた漁場形成の変動という問題があるものですから、そのまま使ってしまうと大変な問題といいますか、つまりどこに来るかわからないというときに、ある県にはいっぱい来るけれども、そのときにある県は全く来ないということになってしまう。そうすると来た県が大変な状態になってしまうことから、ある程度の余裕枠を持って配分した方がいいのではないかと。ただし、余裕枠が余りにも大きいと、それはかえってA B Cとの乖離ということになるものですから、1.5倍の中で配分したいということでございます。

イワシについては、むしろ特別な事情があって7万トンというふうになっているわけでございます。

山田特別委員 スルメイカにつきましても増減の幅が大きいと思うんです。魚種によっては1.5倍見ているということであれば、スルメイカについても、来年度は資源評価的には少ないのかもしれないけれども、過去3年なり5年なりの統計をとっていくと、A B CとT A Cとのバランス、それはそんなに大きく違わないのではないかと。そういう中で、なぜイカだけはそういうものが考慮されないで、A B C即T A Cになったのか。

高柳管理課長 繰り返して申し上げますが、ほかの魚種についてもA B Cを基礎としてやっているわけでございます。御指摘のとおり、いざ実際に漁期が始まって、漁場、あるいはとれ方が違うという場合は、私どもはむしろ期中改定の問題だと思っております。資源の状態をいかに迅速に再評価して、必要なところに配分していくということで対応したいと考えております。

山下分科会長 ほかにございますか。

どうぞ、保田委員。

保田特別委員 サンマの部分に関して少々お尋ねしたいことがございます。

昨年度からの計画を見ますと本年度は約4万トン、大臣管理量だけを見ると3万6,000トンのダウンをしております。その部分に関しては、昨年度24万トンが提示されたときに、我々業界の方ではちょっと多過ぎるのではないかとということで、担当の方ともお話をした経緯がございます。その部分ではよろしいのですが、20万4,000トンの組成の問題がすごくついて回る魚種でございます。それで、20万4,000トンの来年度の組成を見ると、今も小松さんからお話がありましたように若齢魚が多いという部分で不安があるのだということで、ダウンしたということに関してはわかります。

それで、例年、若干量とございます。都道府県量、知事許可分、それから我々の場合には外国枠の部分がございます。その外国枠に関して、対韓国、対ロシア、この二つが大きな国だと思っておりますが、具体的に数字は出ているのでしょうか。

高柳管理課長 外国枠につきましては、まことに申しわけないのですが、公表をしておりません。と申しますのは、外国枠は、日韓、日中等の交渉をやって実際に外国船に対する許可枠を決めているわけですけれども、その枠は絞り込みたいといいますが、そういうふうを考えております。

したがって、私どもの設定上、幾ら外国枠を用意しておりますという数字を仮にオープンにしまうと、交渉するまでもなく、それが最大限の数字だから、もういいでしょうというふうになってしまうものですから、そういう意味で外国枠の数字につきましては公表を御容赦願っているわけでございます。

保田特別委員 昨年と同じようなことを聞いて、申しわけございませんでした。その辺の部分はわかりました。

それから、知事許可分も同じくダウンしていく。サンマが7000トンに落ちた。岩手県も6000トンに落ちたということで、総トータルでは28万トンですけれども、数字的にこのように落ちた場合、我々の業界として非常に懸念しているのは、同じ海域で操業する台湾です。とてつもなく面倒な国で、ほとんど無法状態で漁獲して、それを自国で消費するのではなく、ほとんどがどこかの国を通して入れたいのだという思惑の中で動いている。I Q枠は確かにあります。それも3品目、それから7品目ですね。それで、金額で表示されているものですから、正確な数字が出てこない。

そして、台湾産もしくは韓国産という原産国表示がJ A S法で完全になっているにもかかわらず、そういうものが市場に一匹たりとも出ていない。今まで我々の業界で調べた経緯は、そういう形です。実際に、昨年11月に1万数千トン、本年度の年を越えてからも恐らく1万トン以上は入っているだろう。そういう中で、原産国表示が今年の11月にJ A S法ではっきりした中でもまだ出てこない。こういうことで、仲買人の人たちも非常に懸念を持っている。20万トンでいいのか。少なくなったらまた入ってくるよと、そういう部分があります。これはほかの魚種も同じでしょうけれども、その辺を十分考慮した中で、各省庁に原産国表示というものをしっかりと管理していただきたいと思っています。

最後はお願いですけれども、よろしく申し上げます。

山下分科会長 ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、諮問第52号ですけれども、T A Cの部分についてお認めいただけますでしょうか。

樋口委員 済みませんが、資源管理をするということは、片一方で規制をかけるがために、漁業者の所得が減ることとイコールしているわけです。魚価の変動はあろうが、その人たちは必ず引っ込むということでしょう。資源管理をする場合には、目標数値を定めながら管理していかざるを得ないと思いますが、手だてとして、漁民が見えておらんようなことを一方的に評価して決めるということはあってはならんことのように思いますが、そこら辺についてはいかがなものでしょうか。

高柳管理課長 説明が不十分で申しわけありません。資源管理、T A C法によるものと、別途、資源回復計画によるものがございます。

まず、T A Cにつきましては、私ども役所が勝手に決めてお願いいたしますというのではなくて、あくまで作成する過程では、漁業者団体あるいは各都道府県に対して十分照会をかけて、これでよろしいでしょうかということで、合意を得て初めてできると思っております。

それとは別に資源回復計画がございます。これはもっと積極的に高い目標を立てる。その分、明らかに漁獲努力量を減らしましょうという計画をつくっているわけがございます。そのかわりに、例えば減船・休漁等をお願いした場合、その減船・休漁等につきましては国からも財政の支援をするという形で、量的に削減するかわりに財政的な支援もする。これは、これとはまた別の計画でございますけれども、魚種別に定めて削減して資源管理をやっているということでございます。

樋口委員 私たちの審議会としては、そういう事柄に行き届いた目を注いでいかざるを得んのではないか。出てきたものが数値ばかりでは……。この事柄は、私は常に不安定要素をはらんでいるように思いますが、今度は極端に悪いという答えが出てくるような事柄も起こり得んではないですか。そうしたときにフォローできるという事柄を役所の方では常に考えてほしいと思います。

山下分科会長 では、そのようにお願いします。

今、T A Cの話を確認いただくと、今度はT A Eの話に移りますが、そこでは資源回復計画と先ほど課長さんがおっしゃったようなお話もあわせて出てくるのではないかと思います。

それでは、T A C関連部分については、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、これは決定したということで、まだ諮問の第 52 号ですけれども、次はT A Eの関連部分について説明をお願いいたします。

高柳管理課長 同じ資料6の分厚いものを参考 - 2 という形で簡潔にしたものがございます。参考 - 2 が漁獲努力可能量にかかる平成 16 年の設定案でございます。

まず最初に、参考 2 - 3 ページをお開き願いたいと思います。参考 2 - 3 ページは「漁獲努力可能量の設定海域、期間」としておりますけれども、北海道のところに書いてあるサメガレイ以下、こういった魚種について資源回復計画を作成し、既に漁獲努力可能量を設定しているわけでございます。先ほど前の諮問事項で申し上げましたとおり、マガレイにつきましては今回政令改正をさせていただきまして、これについても初めて漁獲努力可能量を設定したいという内容でございます。

参考 2 - 1 ページに戻っていただきたいと思います。ここにこれまでのものと対比の形で説明しております。2 - 3 ページと見比べていただくとわかりやすいのかもしれませんが、まずアカガレイでございます。日本海西部で資源回復計画をやっております。これについては昨年と変更はございません。

また、太平洋北部のサメガレイにつきましては、岩手県沖、宮城県から茨城県沖の 2 力所について新しく設定をするということでございます。形式的には新しい設定になっておりますけれども、実はこれは今年から始まったばかりでございます。漁期の関係で、もともと岩手県沖、宮城県沖はやるつもりだったのでございますけれども、翌年から開始するという形なものですから、形式的には海域の追加になっておりますが、内容的には、もともと漁業者段階では合意されて、やっていこうというふうになっていたものでございます。

次が瀬戸内海のサワラです。現場の漁業者協議会あるいは広域漁業調整委員会で御審議をお願いしていたわけですが、一つには、さわら流し網漁業の対象に愛媛県の宇和海を追加したいということでございます。また、さわら流し網漁業の兵庫県、徳島県、岡山県につきまして管理対象期間を変更したいというものでございます。香川県の管理対象期間にそろえることから、こういう変更をしたいということでございます。はなつぎ網につきましても管理期間を変更するというところでございます。は、さわら船びき網漁業を新規に追加して、T A Eの対象にしたいということで

ございます。

次に、伊勢湾、三河湾のトラフグですが、これは変更はございません。

日本海北部のマガレイは、先ほど政令改正によって新規に設定したいということでございます。対象海域は、一つには沖底といたしまして、数字で書いてありますが、青森県から山形県にかかる日本海の海域でございます。また、小底につきましても秋田県から山形県の地先水面、その他の小底については新潟県下越地区について対象としたいということでございます。

最後に太平洋北部のヤナギムシガレイでございます。これにつきましても、先ほどのサメガレイと同じ計画ですが、今年から始まっておりまして、形式的に期間が延びるという中身ですけれども、沖底、小底についてそれぞれ所要の改正をしたいということでございます。

以上でございます。

山下分科会長 それでは、T A E にかかる変更・追加内容について説明していただきましたが、この件につきまして何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

佐々木特別委員 サワラの資源回復については、それが実質的に功を奏したのかどうか、実態はわかりませんが、瀬戸内海ではサワラの漁獲はかなり増加したという成果が上がっております。そういう中で、今回、宇和海についてもそれに準じた対応をするということになったのですが、一つ問題になるのは、さわら流し網漁業で制限を加えて、それが資源回復に非常に大きな役割を果たしているのですが、県によっては、さわら流し網漁業以外の漁業によってサワラがかなり漁獲されるという漁法があるわけですね。建網とか、魚種によっては乱獲をされる可能性があるもので、その辺の問題をどういう形で制限が加えられるのか、県内でも非常に心配している事項でございます。

そういう意味で、せっかくの国を挙げての資源回復計画ですから、できるだけそういう問題も総合的に含めて資源回復の対応にぜひとも御指導をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたい。

山下分科会長 では、今のは御意見として承りました。

ほかに何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第 52 号、T A E の部分について、原案どおりでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定をいたします。

【協議事項】

漁獲可能量制度の改善方向について

山下分科会長 これで諮問が終わりまして、次は協議事項に入ります。「漁獲可能量制度の改善方向について」ですが、説明をお願いいたします。

高柳管理課長 資料 7、「漁獲可能量制度の改善方向について（案）」でございます。これは、前回の 9 月の審議会におきまして同じタイトルで御説明した部分を、その後の検討状況を踏まえまして、よりコンパクトにまとめたものでございます。簡潔に、アンダーライン部分を中心に御説明申し上げます。

一つには、の「より精度の高い資源動向の把握と T A C 設定の手順の改善」という点でございます。

今後の対応方法といたしまして、一つには、前回に分科会でも御意見を賜りましたけれども、いかに漁獲量の状況等のデータをリアルタイムできちんと収集するかといったことについてもこれから検討していかなければいけないということでございます。

また、(2)はTACの設定目標でございます。これにつきましては、漁業経営の状態、あるいは水産物の価格は需給によって決まるわけですが、先ほどお話がありましたように、輸入品といったことも含めて価格動向その他、もろもろの状況を踏まえて目標をきちんと設定する。その場合は漁業者、研究者、行政の三者が一体となった形で目標を設定していくことが大事だろうと考えております。そして、それに応じた形でTACを設定するというふうに考えております。

(4)は漁期年による管理でございます。TACについては、ほかのものはすべて暦年ですが、スケトウダラは4月から、ズワイガニは7月からでございます。この4月もしくは7月に漁期が始まるものについて1年前の11月にTACを設定しているわけです。要は、今、11月段階でTACを設定しますけれども、当然のこととして、漁期が始まる4月、7月までにさらに新しい情報等があれば必要な見直しをやっていくということでございます。

は系群別のTACの設定でございます。2ページにまいりまして、複数の系群が交錯する海域の問題があるわけですが、系群ごとの特性を踏まえた形で資源を評価し管理していくことが大事だと考えております。

の配分方式の見直しについては、先ほどTACのところでも御説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

山下分科会長 ただいまの改善方向についての説明について、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

菅原委員 基本的には賛成申し上げるわけですが、私が今の説明で若干気になる点は、資源評価、資源管理と漁業経営の問題であります。これは先ほどお隣の樋口さんも大変深刻な気持ちから発言いただいているのですが、これからの日本漁業の希望の星は、この資源管理をどれだけ厳正に実行していけるかというところが勝負だと思うんです。漁業者としてみれば、資源をとり尽くしたらだめになるのは自分だから、資源管理をきちんとやるのは自分のためだという理屈もあるかと思いますが、それから、とる量を少なくするのは流通する量を少なくすることだから、収入レベルで必ずしも減るといってもならないかもしれないとか、そういう理屈の世界の話はわからんわけではないのですが、少なくとも今までとっていた量を我慢していくという点では、一時的であっても、基本的に漁業経営には悪い方に影響を与える。それは、私はTACの実行であってもTAEであっても基本的には変わらないのではないかという感じがします。管理課長さんも大変御苦労されて、TACについては当事者とよく話し合いをして、コンセンサスをきちんと得た上でやられる、その点は大変御努力はありがたいと思います。もちろん、それがすべてではないにしても、漁業者側では、TACを減らしていくことに納得しない、話し合いに応じないと言った場合には、どうなるのかといった深刻な問題も今後の展開次第によってはあり得ると思います。

その場合の漁業者の気持ちは、間違いなく収入が減ることに対する懸念だと思うのです。頭では水産庁は世界に冠たる資源研究者をたくさん抱えて、大変な努力をして適正な資源の動向分析をやっておられるわけですが、頭では理解しても収入が減ることに対する懸念はあらゆる場に出てくると思います。TAEの方はそれなりの手当てをするけれども、TACの方は必ずしもそういうふうにならないという感覚でやっていけるのかというのが私の率直な心配であります。

今日は時間も迫っておりますので、今日この問題を議論するつもりはありませんけれども、将来にわたっての問題提起の一つとして受けとめておいていただきたいと思います。

山下分科会長 それでは、御意見として承ります。

ほかに、この協議事項について何かございませんでしょうか。

桜本委員 マイナーな点で恐縮ですけれども、3ページに別紙1がありますね。「TAC設定の手順の改善について」と書いてあるわけですが、ここの第1番目、1月～4月で検討するときに資源の状態についての事項が入っていないんです。多分、「漁獲圧に応じた漁獲量の見通し」のところで当然資源のことも入ってくると思うんですが、文言として、ここに資源の評価についても検討するようなことを入れていただいた方がはっきりするのではないかと思いますので、その点、御検討いただきたいと思います。

高柳管理課長 おっしゃるとおりでございますので、そうさせていただきます。済みません。

山下分科会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【報告事項】

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

漁業法第64条の規定に基づく指定漁業の許可又は起業の認可の状況について

第1回漁船漁業構造改革推進会議の結果について

山下分科会長 それでは、次に報告事項に移りたいと思います。4件ございますけれども、一括して説明をしていただき、その後、質問等の時間を設けたいと思いますので、お願いいたします。

高柳管理課長 資料8でございます。第1種特定海洋生物資源の採捕数量、要はTACの採捕数量を掲げております。

サンマにつきましては、今年1月から10月31日までに報告があったものとしまして、19万6000トンをとっております。スケトウダラにつきましては4万8000トン、マアジについては14万9000トン、マイワシ4万1000トン、マサバ及びゴマサバにつきましては24万2000トン、スルメイカについては10万6000トン、ズワイガニにつきましては、まだ漁期が始まったばかりでございまして、0トンでございます。サンマ、サバ類につきましては昨年を上回る漁獲にありますけれども、スケトウダラ、スルメイカについては減っている状況ということでございます。

続きまして、資料9、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲量、要はTAEを設定した魚種についてどれだけ漁獲努力量があったかということでございます。これは、漁法によって違いがあるものを、小底に換算した操業日数になっているわけでございます。アカガレイにつきましては、漁期が終わりまして確定値といたしまして1万9302隻日、サメガレイについても確定いたしましたして、3396日、サワラにつきましては漁期途中ということもあって数値が高くないのですけれども、1万8862日、トラフグにつきましては漁期が始まったばかりでございまして、まだゼロでございます。ヤナギムシガレイにつきましては確定いたしましたして、2万5804隻日ということでございます。資源の設定した海域における実際の漁獲努力量の隻日数をあらわしたものでございます。

以上でございます。

山下分科会長 今、資料の8と9の説明をしていただきましたが、続いて資料10と11について

説明をお願いいたします。

須藤企画課長 資料 10、11 について、報告事項を説明させていただきます。

資料 10 につきましては、漁業法の第 64 条で定めております毎年 1 回の指定漁業の許可と起業の認可の状況の報告でございます。その指定漁業と関係しまして、許可及び認可の隻数の状況及び漁獲量の状況について数字を報告させていただくものでございます。

資料 10 の 1 ページに、平成 15 年、今年の許認可の隻数を羅列してございます。平成 15 年の許認可の隻数は今年の 10 月 1 日現在の許認可の隻数でございます。また、平成 14 年度の許認可につきましては昨年報告の数字でございます。これとの見比べでござんいただきたいと思っております。

トータルといたしまして、全体で 65 隻減っております。この 65 隻減りましたのは、基本的に、それぞれの御判断で廃業された方、また減船事業で減船された方の差が出てきているものでございます。

これのトン数別の内訳が 2 ページから 4 ページに出てきております。若干細かくなりますので、ござんいただくという形で説明は省略させていただきます。

また、5 ページにそれぞれの漁業種類の漁獲量を表の形にして御報告させていただいております。これは年間のトータルの形になっているものですから、平成 14 年までの表になっております。また、表をござんいただく際に注意していただきたいのは、平成 13 年の 6、7、8 の三つの漁業種類、サンマ、ベニズワイガニ、イカ釣りににつきましては、それまでは指定漁業でございませんでしたので、技術的なことで「 - 」を入れてございますが、平成 14 年からは指定漁業になっておりますので、形式的には純増の形になってございます。

右の対前年差で見ますと、顕著に見られますのは大中まきで、マイワシやサバが減少している。また、遠洋底びきでスケトウの減少が反映されたような形の減少が見られるという特徴があるということが見られます。

続きまして、資料 11 でございます。前回の資源管理分科会の際に、今年 5 月 28 日の党の水産基本政策小委員会で報告がなされました「資源管理と沖合遠洋漁業の課題と対応方法」と、その後、7 月の工程表を御報告いたしました。その工程表の中で、漁船漁業構造改革推進会議を行っていきますということを説明いたしまして、その推進会議がその後どのようなようになっていくか、その推進状況を適宜報告するという形にいたしました。その第 1 回目が行われたということの報告書でございます。

中身につきましてはお読みいただければありがたいわけですが、4 の (2) ですが、第 1 回目は顔合わせということもございまして、この際に業界の関係者等々から提案がございました、まき網漁船のミニ船団化、中層トロール漁法、電気推進システム等の新技術等の概要について御紹介がございました。

これに基づいて意見交換がありまして、(3) のような意見のやりとりがございました。技術の開発・導入は早急に実現すべきである、ただ、そのためには漁業経営者の取り組みが必要。また、資源管理・漁業調整等に配慮すべき。また、欧州の先端技術の導入といっても日本の特徴を検討すべきだといった内容がございました。

この後の進め方ですけれども、(5) をござんいただきたいと思っております。本年度末までに合計 4 回の会議を開催した上で、今年度末、つまり 3 月ごろをめどに中間とりまとめを作成する予定だということでございます。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

駆け足になってしまって、せっかくいろいろな資料を用意していただいたのに事務局の方に申しわけないような気持ちですが、時間も迫っておりましたので、4本まとめて説明をしていただきました。

この説明について何か御質問、御意見等、どの資料についても結構ですが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【その他】

山下分科会長 それでは、これにて本日予定しておりました議事については終了いたしました。

ただ、この機会に、今日の議題にかかわらず、何でも結構ですので、この機会に何か御発言がございましたら、承ります。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局からは何かございませんでしょうか。

五十嵐漁政課長 長時間の御審議、ありがとうございました。

次回の資源管理分科会の日程でございますが、テーマとしてはサケ・マス的人工ふ化放流計画その他を議題にする予定でございます。来年の1月下旬から2月上旬のあたりと思っておりますが、また別途、日程を調整させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

山下分科会長 よろしく願いします。

それでは、以上をもちまして資源管理分科会を終了したいと思います。御協力、ありがとうございました。

閉 会